

過疎地域持続的発展計画の策定に係る有識者会議設置要領

(設 置)

第1条 望月地域の豊かな自然環境及び固有の歴史・文化などの豊富な地域資源を活用し、都市部からの交流人口及び定住人口の増加を図るとともに、地域の特色を生かした地域産業の振興によって地域経済の活性化を図り、地域住民が他地域に誇れる魅力的なまちづくりのための「過疎地域持続的発展計画」(以下「過疎計画」という。)の策定にあたり、外部有識者の意見を聴取するため、有識者会議(以下「会議」という。)を置く。

(任 務)

第2条 会議は、過疎計画策定に関し、以下の内容について意見を述べるものとする。

- (1) 住民及び団体からの意見・要望について
- (2) 過疎計画(案)について
- (3) その他過疎計画の策定に関し、必要な事項

(組 織)

第3条 会議は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、地域の関係者等のうちから市長が委嘱する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱のときから、第2条に定める任務の終了のときまでとする。

(座 長)

第5条 会議を円滑に運営するために、会議に座長を置き、委員の互選により選出する。

2 座長は、会議の議事進行を務める。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。

(運 営)

第6条 有識者会議は、必要に応じて市長が招集する。

2 市長が特に必要があると認めるときは、委員以外の者に有識者会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(その他)

第7条 有識者会議の事務は、望月支所総務税務係において行う。

2 この要領の定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年5月13日から施行する。